

議案第107号

北名古屋市議会委員会条例の一部改正について

北名古屋市議会委員会条例（平成18年北名古屋市条例第153号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年12月23日提出

提出者	北名古屋市議会議員	神田 薫
	同上	間宮 文枝
	同上	渡邊 麻衣子
賛成者	北名古屋市議会議員	井上 一男
	同上	清水 晃治
	同上	齊藤 裕美
	同上	川渕 康宏
	同上	梅村 真史

提案理由

この案を提出するのは、常任委員の改選を任期満了前に行えるようにすることにより議会運営の効率化を図るため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市議会委員会条例の一部を改正する条例

北名古屋市議会委員会条例（平成18年北名古屋市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の前日30日以内に行うことができる。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、任期満了による改選が任期満了の前日に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

第7条第4項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。